

川崎市交通局規程第18号

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年交通局規程第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「、9、14及び16」を削る。

別表第3の2の項中「母子保健法」の次に「（昭和40年法律第141号）」を加え、同表の3の項中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病」に改め、同表備考に次の1項を加える。

2 「通勤」とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいうものとする。

別表第5の3の項中「災害時」を「災害又は交通機関の事故等」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。